北山けいた議会活動報告　№42　発行日　2024 年 6 月 30 日

「ちとせ」が変われば「みらい」が変わる

ちとせみらい通信

発行責任者：北山 敬太
千歳市末広 3 丁目 8-16
電話 090-2051-4048
FAX：0123-24-3876

公の施設の管理について質問

1　公の施設の管理委託（委任）について
（1）管理委託制度と指定管理者制度の選択と整合性
（2）制度の見直しと周知

去る 6 月 10 日、一般質問を行いました。私は、平成 28年 12 月の第 4 回定例会一般質問で、内部委員が過半数を占めている指定管理者選定委員会の人選について疑問を呈して以来、公の施設の管理に関する指定管理者制度の運用上の問題点並びに公平性と透明性の担保について、これまで幾度となく議会で質疑をしてきました。その根底には、広く一般市民の利用に供されるべき公(おおやけ)の施設の外部委託、あるいは委任先が、利用者である市民の要望や利便性よりも、市OBのいる外郭団体や行政側の管理上の都合を優先しているのではないかという素朴な疑問からでした。

（公の施設の管理委託については、北山けいた議会活動報告　№35 も併せてお読みください）

これまでの度重なる指摘により、指定管理者の候補者選定に関するルールは少しずつ見直され、改善の兆しが見えてきたことは確かですが、これで大丈夫と言えるほどの根本的改善はまだ図られていません。

前回の予算特別委員会の質疑では、昨年、受託者を選定した市の児童館、学童クラブの管理委託に関する契約において、その選定プロセスが一切開示されず、行政内部で秘密に変更手続が終わっていたことが発覚いたしました。(その際の経過については、前号「北山けいた議会活動報告　№41」をご覧ください。)

市民が広く利用する公の施設であり、指定管理者施設と同じプロポーザル方式で応募者を募りながら、選定委員会は内部委員が半数を占め、外部委員も担当部局からの依頼で一本釣りされているのです。さらに、モニタリング等による評価も行われていないという点で、根底から矛盾を感じざるを得ません。

●（参考）指定管理者制度と業務委託の違い

	指定管理者制度	業務委託
施設運営主体	株式会社、公益法人、NPO、任意団体など	公共団体、公共的団体、出資法人に限定
施設使用許可	条例、仕様書の範囲で指定管理者が行える	自治体のみが行える
契約期間	3～5 年（さらに長期も可能）	原則 1 年単位
事業者選定	公募（選定委員会方式）	原則入札（公募による随意契約もあり）
事業者の決定	管理権限の委任（行政処分）	委託契約
決定の権限	議決を要する（条例制定が必要）	契約金額によって議決省略可（専決処分）

(1)管理委託制度と指定管理者制度の選択と整合性

※質門と答弁の一部を抜粋(議場では一括質問、一括答弁)

◆北山　公募型プロポーザル方式によって管理委託契約を結んでいる公の施設は、児童館、学童クラブのみであると伺っているが、公の施設のうち民間事業者等に管理委託もしくは委任をかけようとする施設の選定は、そもそもどのような手順で抜粋されてきたのか。

■横田市長　公の施設のうち管理委託もしくは指定管理とするかの選定については、平成15年の地方自治法の改正により公の施設の管理を一括しての委託はできなくなり、従前の管理委託とするか指定管理者制度を導入するかのいずれかを選択しなければならないこととなっている。公の施設の管理運営方法を選択するに当たっての判断基準だが、指定管理者制度については、①法律等により民間事業者等が行うことに明確な制約がな

いこと、②民間事業者等が行うことにより市民ニーズに合ったサービスの充実やノウハウの活用が期待できること、③民間事業者等が行うことにより行政コストの削減が期待できること、④利用料金制を導入することにより収益が期待できる施設であることなどの条件を総合的に勘案して導入を判断し、これに当たらない施設については管理委託を選択することになる。(※答弁中の番号は北山が追加)

(2)制度の見直しと周知

※質門と答弁の一部を抜粋(議場では一括質問、一括答弁)

◆北山　児童館、学童クラブの事業者選定における質疑で露呈したように、管理委託を選択していながら市が運営状況をほぼ把握しておらず、受託者に依存しており、指定管理者制度で問題ないと思われるケース、逆に、サービスの継続性や安定性確保の観点から管理委託契約が適当ではないかと思われる在宅福祉総合センター、あるいは、そもそも公の施設とは認めがたい市営牧場など、指定管理者制度による事業者選定にはそぐわない施設などについて、この機会に施設の利用実態やサービス内容に照らし、有識者の意見を交えながら、公の施設の管理運営方法を再整理すべきではないかと思料するが、市長の見解を伺う。

■横田市長　管理委託を選択している児童館、学童クラブについては、今後、受託者が提案内容に基づき適正な業務運営が図られているかを市が適切に把握し、毎年度、所管委員会に運営状況の報告をして行くが、現状の管理委託方式については、令和9年度までに改めて検証する。また、現在、指定管理者制度を導入している在宅福祉総合センターと市営牧場の言及があったが、在宅福祉総合センターについては、施設管理業務のほか、介護保険事業、障がい福祉サービス事業、受託事業、自主事業を実施する内容となっており、介護保険事業においては、介護保険法等に定められた内容で事業を実施することが基本となっている。
通所介護においては、事業者ごとに工夫したリクリエーション等を実施すること、また、介護保険事業の利益を財源とする自主事業においては、指定管理者が創意工夫により高齢者福祉などに必要なサービスを新たに創出するなど、民間事業者のノウハウを生かしたサービスの拡充等がなされているところ。また、市営牧場については、牛の飼養管理、採草地、飼料畑の生産管理、施設や機械等の維持管理などが当該施設の業務となっているが、指定管理者による管理運営により業務が効率化をされ利用者サービスの向上充実が図られており、酪農業の振興につながっていると認識をしている。これらの2つの施設については、適切な管理運営がなされているものと認識をしているが、これまでも更新の時期に合わせて、都度、検証を行ってきているが、今後の更新の時期を捉えて、改めて内容について検証してまいりたい。

市営牧野については、以前から一般市民が立ち入れない時点で公の施設では無く、そもそも指定管理は選択できないはずだと再三申し入れていますが、今回もまったく論点を外した不明瞭な答弁に終わりました。

市政や議会に関するあなたの疑問やお困りごとをぜひ北山けいたにお聞かせください。

メール：mail@kitayama-keita.com
ホームページ：http://kitayama-keita.com

私、「北山けいた」は、「公正・公平」な社会と、お子様からお年寄りまですべての世代が笑顔で生活できる環境の形成を目指しています。皆さまの市政に対する素朴な疑問をご遠慮なくお寄せください。また、市民参加型の市政運営を目指して、様々な市民活動も積極的に支援しております。
お問い合わせは上記のメールからお願い致します。

ちとせみらい通信は私の想いを届けるかわら版です。